

市政概要

令和5年度

小平市議会事務局

市民憲章

(制定：昭和 47 年 10 月 1 日)

わたくしたち小平市民は、300 年前、
荒れ果てたこの地に、はじめてくわを
打ち込んだ先人たちのたくましい開拓
精神を受け継ぎ、新たに迎える多くの
市民とともに、明るく住みよい小平を
築くために市民憲章を定めます。

- 1 わたくしたちは みどりを育て 小鳥の来るまちをつくりましょう
- 1 わたくしたちは 老幼をいたわり 思いやりのあるまちをつくりましょう
- 1 わたくしたちは 時間を守り きまりのよいまちをつくりましょう
- 1 わたくしたちは えがおで働き 健康なまちをつくりましょう
- 1 わたくしたちは 力を合わせ みんなで市民生活を楽しみましょう

老人憲章

(制定：昭和 51 年 5 月 19 日)

わたくしたち小平市民は、開拓時代
からつちかかってきた人情豊かな助け合
いの精神を生かして、すべての老人が
明るく生きがいのある生活ができるよ
うこの憲章を定めます。

- 1 わたくしたち老人は いつまでも 元気で敬愛される老人となりましょう
- 1 わたくしたち老人は 知識と経験を生かし すすんで社会活動に参加しましょう
- 1 わたくしたち老人は 趣味を生かし 仲間とともに楽しい老後を送りましょう
- 1 わたくしたちは 老人を中心とした なごやかな家庭をつくりましょう
- 1 わたくしたちは まちぐるみで 老人にあたたかい手をさしのべましょう
- 1 わたくしたちは 力を合わせて 老人とともに明るく住みよいまちづくりを進めましょう

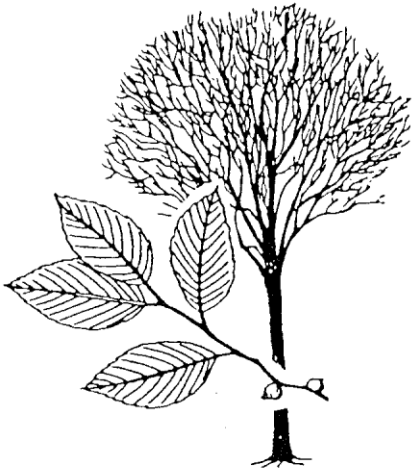


小平市章

(制定：昭和34年11月22日)

「小平」を図案化したもので、小平の安定性を線の太さで表わし、平和と協調、発展の一途を両翼で象徴しています。

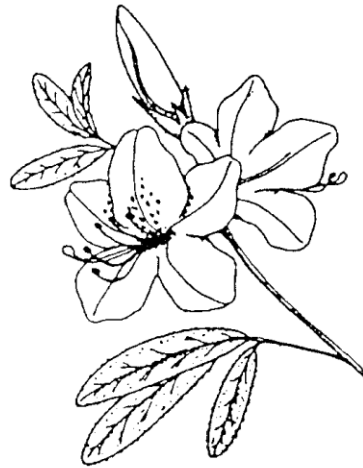
市の木



ケヤキ

(制定：昭和43年10月1日)

市の花

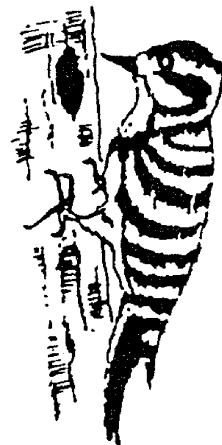


ツツジ

(制定：昭和43年10月1日)

市の鳥 コゲラ

(制定：平成4年10月1日)



世界連邦都市宣言

世界の恒久平和は、全人類がひとしく切実に念願するところである。

小平市は、世界連邦建設の趣旨に賛同し、全世界の人々と手を携えて人類永遠の平和確立のため努力する平和都市であることを宣言する。

昭和 55 年 3 月 25 日

小 平 市 議 会

小平市非核都市宣言

世界の恒久平和は、人類共通の願いである。しかし、核軍備拡大競争及び通常兵器の軍備拡大競争は一段と激化し、世界各地で武力紛争が絶え間なく続き核戦争の脅威が迫っている。

我が国は、世界唯一の核被爆国であることにかんがみ、小平市議会は、すべての国の核兵器に反対し非核三原則を堅持し、人類永遠の平和のため努力することを決意し非核都市を宣言する。

昭和 58 年 3 月 3 日

小 平 市 議 会

交通安全都市宣言

最近の車両交通の急激な増加が、市内外における交通事情をふくそうさせ、交通事故が日とともに激増の傾向にあることは、誠に憂慮にたえないものがある。

これらの交通事故をなくすために、「市民の安全と生命の尊重」を基本理念として、関係諸機関が、交通安全施設の整備など、交通の環境整備と安全対策の確立に努めなければならない。

交通マナーの徹底をはじめ、市民の交通安全思想の高揚を図ることも緊急の課題となっている。

よって、交通災害のない安全で明るいまちづくりのため、市民の総意を結集して、これらの施策を推進するよう、小平市議会は、ここに「交通安全都市」を宣言する。

昭和 62 年 9 月 24 日

小 平 市 議 会

ゆとり宣言

すべての国民が生活にゆとりをもち、充実した自由な時間と潤いのある生活を送ることができるようにすることは、人間性豊かな社会の建設にとって極めて重要なことである。

しかし、我が国の労働時間の現状は、欧米諸国と比較して年間で 200 時間から 500 時間も長く、そのことが多くの勤労国民の「家庭の幸せ」づくりの障害となり、豊さが実感できない大きな要因となっている。

小平市議会は、ここに「ゆとり宣言」を行い、すべての国民が、日々団らんのある暮らしが送れるよう、労働・生活環境等の条件整備に全力を尽くすことを宣言する。

平成 2 年 9 月 28 日

小 平 市 議 会

小平市暴力団追放都市宣言

小平市議会は、緑と活力のある平和都市を目指している市民の信託にこたえ、「暴力団を恐れない」「暴力団を利用しない」「暴力団に金を出さない」を市民全体の合い言葉として、犯罪のないまちづくりを推進することを決意し、ここに暴力団追放都市宣言をする。

平成 3 年 12 月 19 日

小 平 市 議 会

小平市非核平和都市宣言

世界の平和の実現と核兵器の廃絶は、わたしたち人類共通の願いです。

しかし、世界ではいまだ戦争がやまず、核兵器は人類の脅威となっています。

わたしたちは、世界で唯一の核兵器による被爆を体験した国民として、その悲惨さや恐ろしさを全世界に伝えていく重要な役割を担っています。

先人が築いた玉川上水の清らかなせせらぎと、緑豊かな大地に育まれたこの小平の地を守り、次代を担う子どもたちに引き継いでいくために、わたしたち小平市民は、友愛の心を持ち、平和の実現に努めていきます。

小平市は、戦後 60 周年にあたり、すべての国の核兵器の廃絶を求め、平和への誓いを新たにし、ここに非核平和都市であることを宣言します。

平成 17 年 6 月 7 日

小 平 市

目 次

第1章 市 勢

- 1 沿 革 …………… 1
- 2 地勢・位置 …………… 1
- 3 土地利用 …………… 1
- 4 地価公示 …………… 2
- 5 人 口 …………… 2
- 6 公共施設位置図 …………… 5

第2章 市 議 会

- 1 歴代正副議長 …………… 6
- 2 議員名簿 …………… 7
- 3 議会構成 …………… 8
- 4 一部事務組合・協議会等
（議員加入関与のもの） …………… 10
- 5 議会運営 …………… 12
- 6 議会活動状況 …………… 13
- 7 議員報酬・費用弁償等 …………… 15
- 8 議会予算 …………… 16
- 9 議会図書蔵書数 …………… 17
- 10 議会刊行物 …………… 17
- 11 議会事務局 …………… 18
- 12 議会関係施設 …………… 18

第3章 市 行 政

1 企画政策部

- (1) 小平市第四次長期総合計画 …… 19
- (2) 組織機構図 …………… 21
- (3) 令和5年度主要事業 …………… 26
- (4) 歴代市長 …………… 29
- (5) 副市長 …………… 29
- (6) 広 報 …………… 29
- (7) 情報システム …………… 31
- (8) 財 政 …………… 37
- (9) 公有財産 …………… 49

2 総務部

- (1) 市庁舎 …………… 50
- (2) 職員数 …………… 50
- (3) 特別職給料・報酬 …………… 51
- (4) 職員給与 …………… 51
- (5) 情報公開 …………… 52
- (6) 個人情報保護 …………… 52
- (7) 契 約 …………… 53
- (8) 消 防 …………… 53
- (9) 防 災 …………… 54
- (10) 被災者一時生活センター …… 54

3 市民部

- (1) 戸籍・住民 …………… 55
- (2) 市 税 …………… 57
- (3) 消費生活 …………… 58
- (4) 広 聴 …………… 58

4 地域振興部

- (1) 消費生活向上対策 …………… 60
- (2) 小平市民活動支援センター …… 60
- (3) 男女共同参画推進 …………… 60
- (4) 小平市立地域センター …………… 62
- (5) 小平元気村おがわ東 …………… 64
- (6) 農 業 …………… 64
- (7) 商 業 …………… 66
- (8) 事業資金融資事業 …………… 67
- (9) 工 業 …………… 68
- (10) 国際交流事業 …………… 69
- (11) 姉妹都市 …………… 69
- (12) 「ふれあいの森林づくり」事業… 69
- (13) 市民文化会館 …………… 70
- (14) 小平ふるさと村 …………… 70
- (15) 文 化 財 …………… 71
- (16) 小平市平櫛田中彫刻美術館 …… 75
- (17) 市立のスポーツ施設等 …… 76

5 子ども家庭部

- (1) 子育て・家庭支援 …………… 78

6 健康福祉部

- (1) 健康福祉事務センター …………… 81
- (2) 高齢者支援 …………… 81
- (3) 福祉会館 …………… 82
- (4) 高齢者館 …………… 83
- (5) 要介護（要支援）認定者数 …… 83
- (6) 障がい者支援 …………… 83
- (7) 生活支援 …………… 85
- (8) 健康 …………… 86
- (9) 健康センター …………… 91
- (10) 国民健康保険 …………… 92
- (11) 後期高齢者医療制度 …………… 94
- (12) 国民年金 …………… 95

7 環境部

- (1) 環境対策 …………… 96
- (2) ごみ・資源循環 …………… 97
- (3) 小平市リサイクルセンター …… 98
- (4) 公園 …………… 99
- (5) 緑化 …………… 100
- (6) 公共下水道 …………… 100
- (7) 小平市ふれあい下水道館 …… 101

8 都市開発部

- (1) 都市計画 …………… 102
- (2) 建築基準行政事業 …………… 103
- (3) 土地区画整理事業 …………… 104
- (4) 市街地再開発事業 …………… 104
- (5) 道路 …………… 104
- (6) 橋りょう …………… 105
- (7) 交通安全施設概要 …………… 106
- (8) 交通事故年次推移 …………… 106

9 教育委員会

- (1) 教育長 …………… 107
- (2) 教育委員 …………… 107
- (3) 機構図 …………… 108
- (4) 学校・教室数 …………… 109
- (5) 児童・生徒・学級・教員数 …… 109
- (6) 学年別児童・生徒数、学級数 … 109
- (7) 学年別身長・体重の平均 …… 110
- (8) 学校別校地・校舎面積 …… 111
- (9) 学校給食 …………… 112
- (10) 教育相談 …………… 113
- (11) 社会教育事業・行事 …… 114
- (12) 公民館 …………… 115
- (13) 図書館 …………… 116

10 その他行政委員会等

- (1) 機構図 …………… 117
- (2) 選挙管理委員会 …………… 117
- (3) 監査委員 …………… 118
- (4) 農業委員会 …………… 119
- (5) 固定資産評価審査委員会 …… 119
- (6) 関係機関 …………… 120

第1章

市 勢

1. 沿革

小平市は江戸時代の7つの旧村（小川村、小川新田、大沼田新田、野中新田与右衛門組、同善左衛門組、鈴木新田、廻り田新田）から成り立っています。もっとも早く開発されたのは小川村で、明暦2年（1656年）から開拓が始まり、寛文9年（1669年）に正規の検地を受けています。他はいずれも享保時代（1716～1736年）の開発にかかるいわゆる「武蔵野新田」で元文元年（1736年）の検地です。

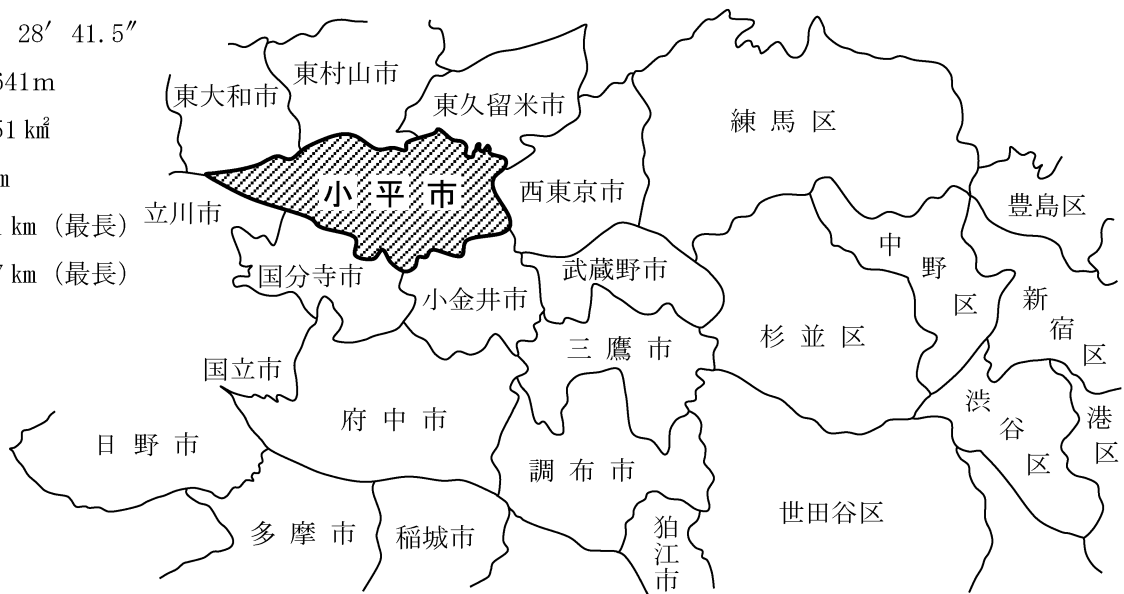
これらの村は明治5年に神奈川県に編入され、同22年市町村制施行により合併して小平村となり、同26年東京府に編入されました。その後昭和に入り、同19年に町制を施行、同37年に市制を施行し、全国で558番目、東京都で11番目の「市」として誕生しました。

2. 地勢・位置

小平市は、東京都多摩地区の東北部に位置し、地形は東西に長く、平地で武蔵野台地にあります。都心からは、西にわずか26kmの近距離にあり、東は西東京市、西は東大和市、南は立川市、国分寺市、小金井市、北は東村山市、東久留米市に接して、東京都市部26市中10番目の面積を有しています。

また、地質は、武蔵野礫層の下に砂や粘土の互層があって、台地の基礎を形づくっています。表面は黒っぽい表土で覆われ、約10mは赤土の層（関東ローム層と呼ばれている）で、その下には厚さ8m～18mの砂礫層があり、それ以下は粘土の互層となっています。

北緯 35° 43' 41.8"
 東経 139° 28' 41.5"
 標高 76.641m
 面積 20.51 km²
 周囲 48 km
 東西 9.21 km（最長）
 南北 4.17 km（最長）



3. 土地利用

(5.1.1 現在)

総数	田	畑	宅地	山林	その他
20,510,000 m ²	— m ²	1,660,158 m ²	13,118,163 m ²	135,040 m ²	5,596,639 m ²
100 %	— %	8.1 %	64.0 %	0.6 %	27.3 %

4. 地価公示

(5. 1. 1 現在)

所在地 (住居表示)	1㎡(円)	所在地 (住居表示)	1㎡(円)	所在地 (住居表示)	1㎡(円)
花小金井3丁目38番14号	195,000	津田町1丁目6番5号	246,000	花小金井南町1丁目13番20号	364,000
小川東町5丁目7番20号	225,000	小川東町1丁目40番10号	226,000	学園東町2丁目2番19号	260,000
仲町352番7	239,000	上水本町2丁目11番22号	238,000	学園東町1丁目3番9号	440,000
花小金井1丁目15番10号	322,000	小川西町1丁目17番9号	208,000	たかの台44番9号	289,000
鈴木町2丁目205番112	253,000	栄町1丁目9番13号	203,000	花小金井3丁目34番26号	217,000
回田町252番12外	227,000	上水新町2丁目11番17号	195,000	花小金井1丁目3番28号	392,000
小川町1丁目2422番9	192,000	大沼町7丁目13番14号	207,000	小川東町1丁目18番23号	254,000
鈴木町1丁目422番23	220,000	小川西町5丁目34番11号	212,000		
花小金井南町3丁目24番18号	248,000	花小金井2丁目28番3号	243,000		
御幸町322番15外	252,000	花小金井4丁目24番6号	221,000		
学園西町2丁目8番31号	277,000	大沼町4丁目23番8号	182,000		
学園東町2丁目13番21号	265,000	天神町4丁目3番11号	231,000		
小川町1丁目444番31	195,000	小川町1丁目880番3	185,000		
小川町2丁目1365番10	243,000	喜平町1丁目3番3号	244,000		
上水本町6丁目19番39号	254,000	仲町193番12	250,000		
美園町2丁目10番3号	292,000	上水南町1丁目20番16号	272,000		
小川町2丁目1166番6	213,000	花小金井5丁目13番9号	228,000		
小川町1丁目406番5	236,000	美園町1丁目12番7号	365,000		

5. 人 口

(1) 国勢調査人口の推移

(各年 10. 1 現在)

時 期	人 口	世 帯 数 (世帯)	人 口 密 度 (人/㎢)	人 口 指 数 (大正9年 = 100)			
					回	年	総数(人)
1	大正 9	6,068	3,036	3,032	969	297	100
2	14	6,054	3,020	3,034	979	296	100
3	昭和 5	6,558	3,342	3,216	1,055	321	108
4	10	7,041	3,523	3,518	1,128	344	116
5	15	8,674	4,503	4,171	1,325	424	143
6	20	13,568	6,737	6,831	2,645	663	224
7	25	21,659	10,946	10,713	4,253	1,059	357
8	30	29,175	15,178	13,997	5,542	1,426	481
9	35	52,923	27,637	25,286	11,761	2,587	872
10	40	105,353	54,812	50,541	26,315	5,149	1,736
11	45	137,373	71,866	65,507	36,883	6,714	2,264
12	50	156,181	81,429	74,752	46,174	7,633	2,574
13	55	154,610	80,086	74,524	53,163	7,557	2,548
14	60	158,673	81,472	77,201	55,619	7,755	2,615
15	平成 2	164,013	84,066	79,947	61,617	8,016	2,703
16	7	172,946	87,804	85,142	68,338	8,453	2,850
17	12	178,623	89,596	89,027	73,693	8,730	2,944
18	17	183,796	91,756	92,040	77,975	8,983	3,029
19	22	187,035	92,886	94,149	81,784	9,142	3,082
20	27	190,005	93,777	96,228	82,888	9,264	3,131
21	令和 2	198,739	97,507	101,232	91,287	9,690	3,275

※ 昭和20年は、人口調査で11月1日現在

(2) 人口の推移

住民基本台帳法の一部を改正する法律が、平成 24 年 7 月 9 日に施行され、平成 25 年 1 月 1 日現在以降の人口には日本人と同様に、外国人住民についても住民基本台帳人口に含まれる。

(各年 1.1 現在)

年次	総数 (人)	男 (人)	女 (人)	世帯数	人口密度 (人/㎢)	1世帯当 たり人口	人口増加率 (%)
平成 26	186,339	92,041	94,298	86,026	9,107	2.17	0.4
27	186,958	92,231	94,727	86,611	9,115	2.16	0.3
28	188,609	93,107	95,502	88,016	9,196	2.14	0.9
29	189,885	93,657	96,228	88,967	9,258	2.13	0.7
30	191,308	94,397	96,911	90,166	9,328	2.12	0.7
31	193,596	95,312	98,284	91,602	9,439	2.11	1.2
令和 2	194,869	95,860	99,009	92,815	9,501	2.10	0.7
3	195,543	96,036	99,507	93,638	9,534	2.09	0.3
4	195,361	95,754	99,607	94,183	9,525	2.07	△0.1
5	196,924	96,432	100,492	95,738	9,601	2.06	0.8

住民基本台帳による

(3) 年齢層別人口

住民基本台帳法の一部を改正する法律が、平成 24 年 7 月 9 日に施行され、平成 25 年 1 月 1 日現在以降の人口には日本人と同様に、外国人住民についても住民基本台帳人口に含まれる。

数値の単位未満は原則として四捨五入したため、総数と内訳の合計とは一致しない場合がある。

(5.1.1 現在)

年齢階層 (歳)	人口 (人)	男 (人)	女 (人)	人口構成比 (%)	年齢階層 (歳)	人口 (人)	男 (人)	女 (人)	人口構成比 (%)
0～4	7,652	3,930	3,722	3.89	60～64	11,550	5,766	5,784	5.87
5～9	8,941	4,638	4,303	4.54	65～69	9,534	4,713	4,821	4.84
10～14	8,784	4,504	4,280	4.46	70～74	11,054	5,262	5,792	5.61
15～19	8,975	4,616	4,359	4.56	75～79	9,083	4,024	5,059	4.61
20～24	11,860	5,841	6,019	6.02	80～84	7,521	2,985	4,536	3.82
25～29	10,909	5,459	5,450	5.54	85～89	5,636	2,084	3,552	2.86
30～34	11,005	5,505	5,500	5.59	90～94	2,618	800	1,818	1.33
35～39	12,592	6,355	6,237	6.39	95～99	709	162	547	0.36
40～44	13,511	6,986	6,525	6.86	100 以	115	16	99	0.06
45～49	15,139	7,746	7,393	7.69	不詳者	1	1	0	0.00
50～54	15,692	7,884	7,808	7.97	総数	196,924	96,432	100,492	100
55～59	14,043	7,155	6,888	7.13					

(4) 労働力・就業人口

(各年 10.1 現在)

国勢調査	平成 22 年	27 年	令和 2 年	
生産年齢人口 (15歳～64歳)	124,342 人	122,046 人	121,648 人	
労働力人口 (労働力率)	86,299 人 (59.1%)	86,082 人 (58.9%)	82,224 人 (49.3%)	$\frac{\text{労働力人口}}{\text{15歳以上人口}} \times 100 = \text{労働力率}$ (労働力状態不詳を除く)
就業者数 (就業率)	81,400 人 (94.3%)	82,716 人 (96.1%)	79,225 人 (96.4%)	$\frac{\text{就業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100 = \text{就業率}$
第 1 次産業 (構成比)	650 (0.9%)	645 (0.8%)	602 (0.8%)	就業者数には 「分類不能の産業」を含む
第 2 次産業 (構成比)	14,261 (19.6%)	14,117 (18.2%)	12,310 (16.0%)	平成 22 年以降、産業 3 部門別割 合は、分母から「分類不能の産業」 を除いて算出
第 3 次産業 (構成比)	57,759 (79.5%)	61,556 (81.0%)	63,963 (83.2%)	

(5) 産業（大分類）別就業者数

(令和 2 年国勢調査 単位：人)

区 分	雇用者			役員	雇人の ある業主	雇人の ない業主	家族 従業員	
	合計	男	女					
総 数	79,225	43,627	35,598	66,954	3,950	995	4,842	1,120
農業，林業	600	383	217	123	23	40	213	201
漁業	2	1	1	2	—	—	—	—
鉱業，採石業，砂利採取業	11	10	1	8	3	—	—	—
建設業	4,518	3,632	886	2,949	698	137	574	132
製造業	7,781	5,935	1,846	7,129	359	16	171	27
電気・ガス・熱供給・水道業	231	166	65	225	4	—	1	—
情報通信業	6,142	4,507	1,635	5,274	408	26	389	28
運輸業，郵便業	2,734	2,225	509	2,458	91	10	133	7
卸売業，小売業	11,453	5,459	5,994	10,157	661	92	338	152
金融業，保険業	2,739	1,262	1,477	2,603	91	8	27	1
不動産業，物品賃貸業	2,486	1,520	966	1,705	378	37	282	70
学術研究，専門・技術サービス業	5,100	3,323	1,777	3,498	410	171	902	105
宿泊業，飲食サービス業	4,264	1,618	2,646	3,777	101	110	165	97
生活関連サービス業，娯楽業	2,700	1,106	1,594	1,988	117	96	394	91
教育，学習支援業	5,907	2,605	3,302	5,336	119	55	345	30
医療，福祉	10,553	2,558	7,995	9,926	173	154	154	87
複合サービス事業	323	182	141	316	4	—	—	—
サービス業(他に分類されないもの)	6,111	3,680	2,431	5,202	274	20	530	27
公務(他に分類されるものを除く)	3,220	2,284	936	3,220	—	—	—	—
分類不能の産業	2,350	1,171	1,179	1,058	36	23	224	65

総数には、従業員上の地位「不詳」を含む

6. 公共施設設置位置図

